

■ 従業員等の皆さまへのお知らせ

税額決定通知書の見方

大阪市 市民税 通知書類 [検索](#)



税額算定の基礎となる金額				住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等の合計額				給与から差し引かれる毎月の月割税額			
令和7年度 給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額 給与所得 4157434 主たる給与 3124800 所得金額の総合計額 → A 3124800				決定・変更通知書(納税義務者用) 総所得 3 B 1335000 課税所得 0 山林所得 0 分離短期譲渡 0 分離長期譲渡 0 株式等の譲渡 0 上場株式等の配当等 0 先物取引 0				市 税額控除額 ④ 106800 市民 税額控除額 ⑤ 66361 所得割額 ⑥ 40400 税均等割額 ⑦ 3000 府 税額控除額 ⑧ 26700 市民 税額控除額 ⑨ 16591 所得割額 ⑩ 10100 税均等割額 ⑪ 1300 森林環境税額 ⑫ 1000 特別徴収税額 ⑬ 55800 控除不足額 ⑭ 0 既納付額 ⑮ 0 増減額 ⑯ (⑨-⑬) 0 変更前税額 ⑰ 0 増減額 (⑯-⑰) 0 変更月 1月			
所得控除の総合計額 社会保険料 550813 配偶者特別 0 小規模企業共済 0 扶養 450000 地震保険料 2466 雑損 0 障害・寡・小・勤 300000 医療費 0 配偶者 0 所得控除合計 ② B 1788855				給与から差し引かれる毎月の月割税額 納付額 6月分 5200 7月分 4600 8月分 4600 9月分 4600 10月分 4600 11月分 4600 12月分 4600 1月分 4600 2月分 4600 3月分 4600 4月分 4600 5月分 4600				受給者番号 ××××× 住 大阪市北区中之島○○○ 指定番号 区分 200000 1 宛名番号 1			

⑤には、寄附金税額控除額15,002円、住宅借入金等特別控除額53,950円が含まれます。

控除対象配偶者の有無、扶養親族の人数、本人、本人が区分の該当欄に*または人数を表示

令和7年 5月 20日

給与から差し引かれる特別徴収税額(年税額)

3月18日(火)以降に所得税の確定申告書または市民税・府民税の申告書を提出された場合は、申告内容が通知書に反映されていないことがあります。申告内容を反映のうえ、特別徴収税額に変更がある場合には、後日、7月分(8月12日納期限)以降の税額を変更して通知書をお送りします。

なお、お勤め先が電子データでの受取を選択されている場合は、大阪市ホームページ(検索は右上参照)をご確認ください。

所得控除(配偶者控除・扶養控除、障がい者控除など)について

毎年、お勤め先へ提出いただく「給与所得者の扶養控除等申告書」や「給与所得者の配偶者控除等申告書」の申告内容に誤りがあると、配偶者控除や配偶者特別控除、扶養控除、障がい者控除等の所得控除の適用が認められず、年度途中において、所得税や市民税・府民税が増額となる場合があります。

ご自宅に納税通知書が届いた方へ

前年中に、給与以外の収入(所得)があった場合で、ご自宅に納税通知書が届いた方は、他の収入(所得)に対する税額について、給与から差し引かれる特別徴収税額とは別に、納付書等により直接納めていただく必要があります。

この場合は、第1期～第4期の4回払いとなりますので、各納期限までに金融機関・コンビニエンスストア等で納めてください。

●特別徴収に切替できます

納期限が到来していない税額については、お勤め先を通じて「特別徴収切替届出(依頼)書」を提出いただくことにより、お勤め先の税額に合算して給与から差し引き(特別徴収)することができます。

大阪市 特別徴収切替 [検索](#)



●申告の際に選択できます

翌年度以降、所得税の確定申告の際に、確定申告書の第2表「住民税に関する事項」欄において、「給与から差し引き」を選択していただくことにより、お勤め先の税額に合算して給与から差し引き(特別徴収)させていただきます。

市民税・府民税・森林環境税の減額・免除について

前年中の所得金額が一定額以下であるなどの要件に該当し、失業や大幅な所得減少、災害などの特別な事情により全額負担が困難と認められる場合に限り、申請期限までの申請により収入・資産状況等を審査のうえ、減額・免除されることがあります。詳しくは大阪市ホームページをご確認ください。

大阪市 市民税 減免 [検索](#)



課税(所得)証明書の発行について

大阪市内のすべての市税事務所、区役所・区役所出張所等で発行しています。

令和7年度(令和6年分所得)の課税(所得)証明書の発行開始日は次のとおりです。

●特別徴収の税額(給与から差し引かれる税額)のみの方・・・令和7年5月20日から発行します。

(注) コンビニ交付サービスを利用される場合は、令和7年6月1日からの発行となります。

●上記以外の方(納付書で納付する税額がある方など)・・・令和7年6月2日から発行します。

市外転出・出国に伴う納税管理人の申告

従業員等の方が、大阪市内・海外事業所への転勤・派遣等や在留期間満了等の退職により市外転出・出国(帰国)される場合で、未徴収税額を一括徴収できない場合には、**未徴収税額の納税に関する事項を処理いただく方(納税管理人)**を定め、**大阪市へ申告・申請いただく必要があります。**

大阪市 納税管理人の申告 [検索](#)

